

社会福祉法人 菊寿会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊寿会定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定め、もって、社会福祉法人の使命に照らし、役員及び評議員の報酬の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 理事長及び常務理事並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び常務理事並びに理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあって法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長及び常務理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費については、実費を支給する。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催さ

れた評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第 5 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第 7 条 役員等は、法人職務証跡資料として、出席簿またはタイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（公表）

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人菊寿会役員等報酬規程（平成25年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日より施行する。

別表 1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	15,000円	円
評議員会出席報酬等	10,000円	円

別表 2（日額）

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	50,000円
常務理事業務報酬等	35,000円
理事及び評議員業務報酬等	20,000円
監事監査指導報酬等	10,000円

別表 3（日額）

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費